

議第117号

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第2条第15項」を「第2条第20項」に、「同条第16項」を「同条第21項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。